

世田谷区空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

1 趣旨

世田谷区空家等管理活用支援法人（以下、「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下、「要綱」という）第3条に規定する指定を行う際の方針を定めたものである。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

2 指定に係る業務内容

要綱第5条第1項5号に規定する「世田谷区の空家等対策の推進のために当該申請者に行わせる必要があると認められるものであること」とする業務は、次のとおりである。

- (1)空き家等相談窓口業務
- (2)新規相談者の開拓のための広報活動等

3 業務の概要

指定に係る業務内容については、次の事項を想定している。

- (1)相談窓口の名称については「せたがや空き家活用ナビ」¹を使用した運営を行うこと。
- (2)「せたがや空き家活用ナビ」に関わる協定団体²、登録事業者³と連携して進めること。
- (3)窓口の開設にあたっては、新規にホームページを開設し、専用の電話番号を設置すること。
- (4)その他、相談窓口の運用にあたっては、区との協議により実施すること。

4 指定する支援法人の数

「せたがや空き家活用ナビ」の継続運用を想定しているため、指定する支援法人の数は1法人とする。

なお、審査にあたっては、要綱第5条各号の基準を満たしていると認められたうえで、更に同条第5号、6号及び7号の内容について最も適性があると認められた者を支援法人として指定する。

¹ 令和3年度より設置している世田谷区の空き家相談窓口の名称。

² 区と協定関係にある団体。

³ 「せたがや空き家活用ナビ」に登録している各事業者のこと。

5 事前協議

支援法人の申請にあたり、世田谷区の担当と事前に協議を行うこと。

6 申請手続き

別に定める期間内に要綱第4条第1項に規定する申請書（第1号様式）に要綱第4条第2項に規定する関係書類を添えて、区の指定する提出先へ提出すること。

※申請期間、申請書の様式及び提出先は世田谷区ホームページに掲載。

7 審査

申請された内容について、以下の審査方式で実施する。

(1)審査方法

要綱第4条第2項第6号で規定する計画書について、次に掲げる審査項目に基づき審査し、評価する。

なお、審査委員には別表に掲げる職にあたる者をもって充てる。

ア 法人実績（20点）

イ 業務実施体制（20点）

ウ 業務内容（50点）

エ 資料作成能力（10点）

審査配点（100点）

(2)支援法人の選定方法

審査に基づき、評価合計点の第一順位者の者を支援法人として指定する。

なお、申請者が1社の場合の審査は、評価合計点が6割以上獲得している場合、支援法人として指定する。

(3)その他

事前協議、書類の審査に関して、要綱第5条の基準を満たさないと判断される場合は計画書についての審査は行わず、支援法人として指定しない。

8 指定の通知

審査の結果は概ね30日以内に文書によって通知し、指定された法人については区ホームページ上で公開する。

附則

この方針は令和8年8月20日から施行する。

(担当)

世田谷区防災街づくり担当部

建築安全課空家・老朽建築物対策担当

別表

委員長	防災街づくり担当部長
委員	防災街づくり担当部建築安全課長
	保健福祉政策部生活福祉課長